

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、T & D保険グループ(以下「当社グループ」という)の全ての役職員が共有する経営の基本原則として、「T & D保険グループ経営理念」、「T & D保険グループ経営ビジョン」を定めております。

・T & D保険グループ経営理念、T & D保険グループ経営ビジョン(<https://www.td-holdings.co.jp/group/vision.html>)

「T & D保険グループ経営理念」のもと、当社は、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図ることを目的に「コーポレート・ガバナンス基本方針」を定めております。

・コーポレート・ガバナンス基本方針(https://www.td-holdings.co.jp/company/governance/pdf/governance_policy.pdf)

【コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方】

当社は、機動的かつ求心力のあるグループ経営を実施できる、効率的で透明性の高い経営体制を目指すことをコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、次のとおりコーポレート・ガバナンスの充実に継続的に取り組んでまいります。

1. 当社は、株主の権利を尊重し、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備を行うとともに、株主の実質的な平等性の確保に取り組んでまいります。
2. 当社は、お客さま、株主、従業員、代理店、取引先および地域社会をはじめとした様々なステークホルダーとの適切な協働に努め、健全な企業文化・風土の醸成に取り組んでまいります。
3. 当社は、財務情報および経営戦略・経営課題その他の非財務情報を含めた会社情報を適時適切に開示し、経営の透明性向上に取り組んでまいります。
4. 当社は、当社グループ各社の業務執行管理機能を担う持株会社として、取締役会による業務執行の監督機能の実効性確保に取り組んでまいります。
5. 当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資するよう、ステークホルダーとの建設的な対話に取り組んでまいります。

【グループ経営の推進】

持株会社である当社は、グループ戦略の決定、グループ経営資源の適正な配分および資本政策の策定等の役割を担うとともに、傘下会社である太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、T & Dフィナンシャル生命保険株式会社(以下「生命保険会社3社」という)を中心として、T & D ユナイテッドキャピタル株式会社、T & Dアセットマネジメント株式会社およびペット&ファミリー損害保険株式会社を加えた6社(以下「直接子会社」という)が抱える経営上のリスクを的確に把握し、当社グループ全体の収益・リスク管理等を徹底するなど、グループ経営管理体制の構築に取り組んでまいります。

一方、独自の経営戦略を有する直接子会社は、自社の強みを活かすマーケティング戦略の決定と事業遂行を通じて、独自性・専門性を最大限発揮し、当社グループ企業価値の増大に取り組んでまいります。

上記のとおり、当社グループは、当社と直接子会社の役割と権限を明確化したうえで、グループ経営を推進しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

コーポレートガバナンス・コードの各原則について、全てを実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1 - 4 政策保有株式】

当社グループでは、政策保有株式につきまして、計画を策定のうえ継続的に縮減に取り組んでおります。今後も株式市場等の状況をふまえ、引き続き縮減を行ってまいります。

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第20条において、当社グループの政策保有に関する方針や議決権行使についての考え方を次のとおり定めております。

1. 当社グループは、上場株式の政策保有を行う場合、次の方針に基づくものとする。
 - (1) 上場株式の政策保有を行う目的は、長期的・安定的な取引関係の維持・拡大を図ること、業務上の提携関係の維持・強化を図ること、ならびに、株式価値の増大および配当等の受領により中長期的な収益を享受するためとする。
 - (2) 当社および政策保有株式を有する当社グループ各社の取締役会は、毎年、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証する。
 - (3) 個別の政策保有株式の保有の適否の検証の結果、保有継続が適当でないと判断された政策保有株式は売却対象とし、政策保有株式の縮減を行う。
 - (4) 当社グループにおける上記(2)(3)の検証の内容は、毎年、開示する。なお、2020年3月末基準の検証内容については、当社ホームページをご参照下さい。

(<https://www.td-holdings.co.jp/company/governance/#anc03>)

2. 当社グループは、適切な議決権の行使が相手先企業の健全なコーポレート・ガバナンス体制の確立や持続的成長を促すとともに、株主利益の向上に資する重要な手段と考え、政策保有株式について議決権を行使する。
3. 前項の議決権の行使にあたっては、形式的な基準で判断するのではなく、相手先企業における経営判断を尊重しつつ、中長期的な視点での対話等を通じ、認識の共有を図る。なお、株主利益を損なうおそれがあると判断される場合には、議決権の適切な行使を通じて株主としての意思を表示する。

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第21条において、関連当事者間の取引について次のとおり定めております。

1. 当社は、当社と取締役または主要株主等との取引（関連当事者間の取引）が、当社および株主共同の利益を害することのないよう、次の態勢整備を行う。
 - (1)「T & D保険グループコンプライアンス行動規範」において、利益相反行為の禁止等について定める。
 - (2)取締役と当社の利益相反取引については、取締役会規則において取締役会の決議事項として定める。また、監査等委員会は、監査等委員会監査等基準の定めに基づき、同取引において取締役の義務に違反する事実がないかを監視し検証する。

【原則2 - 6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社グループでは、傘下会社がそれぞれ従業員の企業年金運営しております。生命保険会社3社は、保険会社として企業年金の運営および年金資産の受託に携わる資産運用機関であり、年金資産運用の専門知識を有する人材を配置し運用体制を構築しております。

これらの取組みにより、アセットオーナーの立場として期待される機能も適切に発揮しております。

また、企業年金の受益者と会社間の利益相反については、運用の基本方針に従い、中長期的な財政の健全性の維持と安定的な収益確保の観点より、年金資産の資産構成・運用受託機関を選任し、各運用機関で投資先選定や議決権行使を実施していることから、適切に管理されています。

【原則3 - 1 情報開示の充実】

当社の経営理念や経営ビジョン、中期経営計画については、ディスクロージャー資料(T & Dホールディングスの現状)、統合報告書および当社ホームページ等で開示しております。

・T & D保険グループ経営理念、T & D保険グループ経営ビジョン(<https://www.td-holdings.co.jp/group/vision.html>)

・中期経営計画(<https://www.td-holdings.co.jp/ir/ir-policy/mid-term-plan.html>)

また、コーポレート・ガバナンス基本方針において、コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方や取締役・監査等委員の選解任に関する方針と手続き、役員報酬等の決定に関する方針を定めております。

第2条 コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

第6条 取締役の選任に関する方針と手続き

第11条 監査等委員の選任に関する方針と手続き

第14条 指名・報酬委員会の役割および構成

第15条 役員報酬等の額またはその算定方法の決定に関する方針

・コーポレート・ガバナンス基本方針(https://www.td-holdings.co.jp/company/governance/pdf/governance_policy.pdf)

なお、取締役・監査等委員候補者等の個々の選任・指名については、上記コーポレート・ガバナンス基本方針第6条および第11条に記載の方針を充足する者を選任することとしており、株主総会招集通知において各候補者別の略歴・候補者とした理由を記載しております。社外役員候補者については、社外役員候補とする理由等を記載しております。

・第16回定時株主総会招集通知(P13～25) (https://ssl4.eir-parts.net/doc/TJ8795/ir_material16/139695/00.pdf)

【補充原則4 - 1 - 1 取締役会の役割・責務】

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第4条において、取締役会の役割について次のとおり定めております。

1. 取締役会は、法令、定款および当社関連規程の定めに基づき、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行う。
2. 取締役会は、業務執行に係る意思決定を迅速に行うため、前項に定める事項を除く業務執行に係る権限を代表取締役社長に委任する。代表取締役社長は、業務執行に係る権限を、各業務を担当する執行役員に委任することができる。

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性基準】

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第13条において、独立社外役員にかかる独立性基準について次のとおり定めております。

1. 当社は、社外取締役候補者について、次の独立性基準を充足する者を選任する。
 - (1)現にまたは過去10年間に於いて、当社および当社の子会社の業務執行者でないこと。
 - (2)現にまたは最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者でないこと。
 - (3)現にまたは最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でないこと。
 - (4)現にまたは最近において、当社および当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは(2)および(3)に掲げる者の近親者でないこと。
 - (5)その他、社外役員としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがないこと。

【補充原則4 - 11 - 1 取締役会の構成】

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第5条において、取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方について次のとおり定めております。

1. 取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は、定款で定める9名以内、監査等委員である取締役は定款で定める5名以内とし、取締役会は、当社グループの中核事業である生命保険事業の幅広い事業領域に相応しい、知識・経験・能力のバランスおよび多様性を備えた人材で構成する。また、当社グループにおける十分な意思疎通および迅速な意思決定を図るとともにグループガバナンスを強化する観点から、中核生命保険会社3社(太陽生命保険株式会社、大同生命保険株式会社、T & Dフィナンシャル生命保険株式会社)の社長をはじめ、直接子会社と当社を兼務する取締役(監査等委員である取締役を除く)を複数選任する。さらに、社外の企業経営者・法律専門家・会計専門家等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築等および業務執行の監督に適切に反映させるため、複数の社外取締役を選任する。

【補充原則4 - 11 - 2 取締役・監査等委員の兼職】

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第7条および第12条において、当社以外の会社の役員等を兼職する場合、取締役は取締役としての善管注意義務および忠実義務を、監査等委員は監査等委員としての善管注意義務および忠実義務を、それぞれ履行できる範囲内と定めております。なお、具体的な兼職状況については、株主総会招集通知において開示しております。
 ・第16回定時株主総会招集通知(P44、45) (https://ssl4.eir-parts.net/doc/TJ8795/ir_material16/139695/00.pdf)

【補充原則4 - 11 - 3 取締役会の評価】

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第8条において、取締役会全体の実効性を担保するため、取締役会が適切に機能し成果をあげているか、当社の中長期的な企業価値向上に取締役会がどのように貢献しているかについて、年1回、取締役の自己評価を踏まえた取締役会全体の評価を実施することを定めております。
 なお、2019年度の実効性評価結果の概要は、次のとおりです。
 『当社は、2019年度の実効性評価(任意の指名・報酬委員会を含む)としての実効性に関し、取締役・監査役の自己評価(アンケート)およびインタビュー等をベースに、取締役会において分析・評価を実施いたしました。
 アンケートの大項目は以下のとおりです。
 (1)取締役会の機能、(2)取締役会の構成、(3)取締役会の運営、(4)社外役員に対する情報提供、(5)総合評価
 当社の取締役会は、取締役会における議論に至るまでの事前取組みの充実、取締役会の運営改善等により、全体として概ねその役割・責務を実効的に果たしていると判断しております。
 2018年度評価で課題と認識しました事項(ガバナンス強化のためのグループ経営におけるモニタリング機能の強化、指名・報酬委員会審議内容に係る説明、および取締役会での審議の深化・活性化のために更なる資料作成や説明の改善・工夫等)につきましては、概ね改善されております。なお、取締役会の実効性を向上させる態勢整備について引き続き改善の必要性を認識しており、例えば、グループ一体経営の観点から、グループ経営戦略等の一層の議論の充実、指名・報酬委員会の更なる審議事案の検討および簡潔かつ分かりやすい資料の作成と説明の工夫等に取り組んでまいります。
 本実効性評価等に基づき、監査等委員会設置会社への移行()も踏まえ、取締役会の監督機能および意思決定プロセスの更なる向上を図ってまいります。
)6月25日(木)株主総会で決議済。

【補充原則4 - 14 - 2 取締役のトレーニング】

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第16条において、取締役等の研修等の方針について次のとおり定めております。
 1. 当社は、就任時および在任中継続的に、取締役等に対して、その役割・責務を適切に果たすために必要となる知識の習得、更新に関する機会の提供を行う。

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、コーポレート・ガバナンス基本方針第19条において、株主との対話を促進するための体制整備・取組みに関する方針について次のとおり定めております。

1. 当社は、株主等との建設的な対話を重視し、対話を通じて当社経営方針にかかる理解を深めるよう取り組むとともに、対話を通じて得た情報等については、経営陣へ定例的に報告することで当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値向上に取り組む。
2. 株主等との対話にあたり、IR担当として経営企画部担当執行役員を、SR担当として総務部担当執行役員をそれぞれ指名する。
3. 当社は、当社グループの経営環境、経営戦略および財務・業績状況に関する情報につき、法律に定める開示に加え、IR・SR活動やホームページでの音声・動画配信等を行うことで、情報開示の充実にむけ取り組む。
4. 上記3の情報開示を実施する際には、IR・SR担当部署をはじめとした関連各部および当社グループ各社との連携を密にし、開示する情報の充実にむけ取り組む。
5. 当社は、決算発表準備期間中に未公表の決算情報の漏洩を防止するため、決算発表日前の3週間をIR・SR活動の「沈黙期間」とすることで、IR・SRにおける公平性の確保に取り組む。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上
-----------	-------

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	57,945,700	9.63
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口)	40,369,500	6.71
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口9)	14,752,400	2.45
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口7)	14,605,400	2.43
株式会社日本カस्टディ銀行(信託口5)	12,294,600	2.04
株式会社三菱UFJ銀行	10,325,000	1.72
JP MORGAN CHASE BANK 385781	9,179,299	1.53
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	7,616,606	1.27
JPモルガン証券株式会社	7,244,482	1.20
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,647,341	1.10

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

(注)

1. 当社は、自己株式31,347千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2020年9月30日現在において所有株式数を確認できない大量保有報告書(変更報告書)の内容は次のとおりであります。
 - (1) 2020年8月3日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJ銀行及びその共同保有者である3社が、2020年7月27日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、同日現在の株主名簿で確認できる株式会社三菱UFJ銀行の10,325千株を除き、2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
提出者: 株式会社三菱UFJ銀行(他共同保有者3社)
保有株式等の数: 39,164千株
株券等保有割合: 6.19%
 - (2) 2020年9月23日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社及びその共同保有者である1社が、2020年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
提出者: 三井住友トラスト・アセットマネジメント株式会社(他共同保有者1社)
保有株式等の数: 31,946千株
株券等保有割合: 5.05%
 - (3) 2020年9月24日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、みずほ証券株式会社及びその共同保有者である1社が、2020年9月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
提出者: みずほ証券株式会社(他共同保有者1社)
保有株式等の数: 33,011千株
株券等保有割合: 5.22%
 - (4) 2020年10月6日付で公衆の縦覧に供されている変更報告書において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者である6社が、2020年9月30日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社としては、2020年9月30日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。
提出者: ブラックロック・ジャパン株式会社(他共同保有者6社)
保有株式等の数: 33,189千株
株券等保有割合: 5.24%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	保険業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	14名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	5名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
大庫 直樹	他の会社の出身者													
渡邊 賢作	弁護士													
松山 遙	弁護士													
檜垣 誠司	他の会社の出身者													
山田 眞之助	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	-------	------	--------------	-------

大庫 直樹				当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また外資系コンサルティング会社のパートナー(共同経営者)等を経て、ルートエフ株式会社の代表取締役として企業経営、金融分野を中心としたコンサルティングサービスを行うなど、高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定および業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため。
渡邊 賢作				当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また企業法務に精通した弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため。
松山 遙			社外取締役松山遙氏がパートナーを務める日比谷パーク法律事務所と当社との間で現在取引関係はありませんが、当該法律事務所と2011年11月29日から2012年6月30日まで法律事務に関する委任契約を締結し、契約に基づく報酬として5百万円未満を支払った取引がありました。	当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また企業法務に精通した弁護士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定および業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため。
檜垣 誠司				当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また銀行持株会社の取締役兼代表執行役社長および銀行の代表取締役兼執行役員として、企業経営に携わった豊富な経験を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定および業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できるため。
山田 眞之助				当社の定める社外役員の独立性基準および株式会社東京証券取引所の定める独立性基準を満たしており、一般株主と利益相反が生じるおそれがなく、また公認会計士として高度な専門知識、幅広い見識を有していることから、これらの知識・経験を活かし、社外取締役として一般株主保護の観点等から重要な意思決定及び監査等委員でない取締役の職務執行の監査・監督等の役割を果たすことが期待できるため。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	5	2	2	3	社外取締役
監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	あり				

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員の監査職務の補助及び監査等委員会の運営事務等を行うため、監査等委員会室を設置し従業員を配置する。また、監査等委員会室の従業員の人事評価・人事異動等に関し、監査等委員会の同意を必要とし、取締役からの独立性を確保する。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

2020年6月25日開催の定時株主総会において定款の変更が決議されたことにより、当社は同日付をもって監査等委員会設置会社へ移行しております。監査等委員である取締役は5名であり、うち3名が社外取締役であります。監査等委員である取締役は、監査計画(年度)に基づき、会計監査人との意見交換や重要書類の閲覧・調査等を行い、当社の内部管理態勢の検証を目的とした監査を実施し、また、取締役会をはじめとした当社の重要な会議に出席し、取締役の職務執行の監査を実施してまいります。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明

指名・報酬委員会の概要

【目的】

・当社は、役員を選解任および役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保および説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、指名・報酬委員会を設置しております。

【任務】

・当委員会は、当社および直接子会社の役員を選解任および役員報酬に関する事項や当社の代表取締役社長後継者計画に関する事項などについて審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。

(代表取締役社長および経営陣幹部の選解任への関与状況)

・当委員会は、代表取締役社長および経営陣幹部について、会社業績評価や担当部門評価等に基づく役員別評価結果の審議を行っております。

代表取締役社長および経営陣幹部の選解任(再任・不再任)は、役員別評価に加え適格性を確認のうえ審議し、審議結果を取締役に報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。

(代表取締役社長後継者計画への関与状況)

・後継者計画に関する事項については、当委員会において計画の妥当性および定期的な候補者の見直し等について審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。

【指名・報酬委員会の活動状況】

2019年度は全7回開催し、各回ともに委員の出席率は100%となっております。主な審議・報告内容は以下のとおりです。

- 第1回:取締役・補欠監査役候補者の選任等について
直接子会社の取締役・監査役候補者および執行役員の選任等について
- 第2回:2018年度取締役・執行役員の評価結果について
2018年度 直接子会社の代表取締役の評価結果について
設立予定子会社の取締役・監査役候補者および執行役員の選任等について
直接子会社の役員処遇等に係る役員内規について
- 第3回:設立予定子会社の取締役等の役員報酬について
設立予定子会社の役員報酬等に係る役員内規について
- 第4回:サクセッションプランについて
- 第5回:ガバナンス態勢強化に関する論点整理について
- 第6回:執行役員の選任等について
直接子会社の執行役員の選任等について
- 第7回:役員処遇に係る役員内規の改正について

【各委員の出席状況】

(委員の肩書き)	(氏名)	(役職)	(出席状況)
委員長	松山 遙	社外取締役	7回すべてに出席
委員	大庫 直樹	社外取締役	7回すべてに出席
委員	檜垣 誠司	社外取締役	7回すべてに出席
委員	上原 弘久	代表取締役社長	7回すべてに出席

【独立役員関係】

独立役員の数

5名

その他独立役員に関する事項

当社の社外取締役は、当社が定める独立性基準および株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしており、社外取締役5名すべてを独立役員に指定しております。

なお、社外取締役5名のうち1名については、女性を登用しております。

当社が定める独立性基準は以下のとおりです。

(社外役員の独立性基準)

1. 現にまたは過去10年間に於いて、当社および当社の子会社の業務執行者でないこと。
2. 現にまたは最近において、当社を主要な取引先とする者・その業務執行者、または当社の主要な取引先・その業務執行者でないこと。
3. 現にまたは最近において、当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、もしくは法律専門家でないこと。
4. 現にまたは最近において、当社および当社の子会社の業務執行者の近親者、もしくは上記2および上記3に掲げる者の近親者でないこと。
5. その他、社外役員としての職務を遂行するうえで独立性に疑いがないこと。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動報酬制度の導入、その他

該当項目に関する補足説明

当社の役員報酬制度は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう報酬制度及び報酬額等を設計しております。

なお、詳細については、【取締役報酬関係】(報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容)に記載しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

有価証券報告書および事業報告書について、当社ホームページに掲載し、公衆の縦覧に供しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

1. 役員報酬制度の内容

(1) 報酬の決定に関する方針

当社は役員報酬に関する方針を、コーポレート・ガバナンス基本方針(2020年3月31日時点)において、以下のとおり定めております。

役員報酬制度は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう報酬制度および報酬額等を設計する。取締役(社外取締役を含む非常勤取締役を除く)の報酬等は、役割・業績に応じて変動する月例報酬および賞与、ならびに信託の仕組みを活用して当社株式等を交付等する信託型株式報酬(国内非居住者は対象外)で構成する。

取締役の報酬等は健全なインセンティブとして機能するよう、報酬等の種類ごとに適切な支給割合等を設定する。

報酬額は役職ごとの責務に応じて設定し、月例報酬および賞与は業績等と連動し変動する仕組みとする。

社外取締役を含む非常勤取締役および監査役の報酬等は、月例(固定)報酬で構成する。

各取締役の月例報酬および賞与は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、取締役会で決定された評価基準に従い、会社業績評価および担当部門評価に基づく個別評価を実施し、指名・報酬委員会において審議のうえ決定する。

信託型株式報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、取締役(社外取締役を含む非常勤取締役および国内非居住者を除く)に対して、役位に応じて付与されるポイントに基づき、株式および金銭を交付および給付する。

各監査役の月例報酬は、株主総会の決議により定めた金額の範囲内で、監査役の協議により決定する。

(2) 報酬の構成

当社は、当社グループの中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて、健全なインセンティブとして機能するよう報酬制度及び報酬額等を

設計しております。取締役(社外取締役を含む非常勤取締役を除く)の報酬等は、役割・業績に応じて変動する月例報酬及び賞与、ならびに株主との利益意識の共有等を目的とした信託型株式報酬(国内非居住者は対象外)で構成しております。

なお、業務執行から独立した立場にある社外取締役を含む非常勤取締役及び監査役には会社業績等と連動した報酬は相応しくないため、金額が固定された月例報酬で構成しております。

<月例報酬・賞与>

月例報酬及び賞与の報酬額は、取締役会で決定された報酬テーブルに基づき、役員ごとの個別評価に応じ決定しております。

<信託型株式報酬>

信託型株式報酬は、取締役(社外取締役を含む非常勤取締役及び国内非居住者を除く)に対して、取締役会で決定されたテーブルに基づき、役位に応じてポイントを付与いたします。なお、当社の役員退任時に累積ポイントに応じて当社株式の交付及び金銭の給付をすることとしております。また当制度は、マルス・クローバック条項()を設けております。

マルス・クローバック条項

信託型株式報酬制度は、受益権確定日より前に制度対象者が当社の定める非違行為等(任務懈怠・法令違反行為・機密情報等の漏えい等)に該当した場合、会社株式の交付及びその売却代金の給付は行わないものとする旨定めております。また、受益権確定日以降、非違行為等に該当した場合、算定基礎株式数に算定株価を乗じて得た額につき賠償を求めることができる旨定めております。

(3)役員ごとの個別評価

役員ごとの個別評価は、取締役会で決定された評価基準に従い、会社業績評価と担当部門評価に基づき決定しております。

<会社業績評価>

会社業績に対する達成度合いに応じた評価を明確にするため、グループ中期経営計画で掲げる複数の経営指標等に加え、株主総利回りを会社業績評価の指標として使用。

経営指標等については、各項目の達成率等に応じた係数を乗じて点数を算出。

株主総利回り()については、実績及びベンチマークとする上場生命保険会社との乖離率等を踏まえて点数を算出。

株主総利回り: Total Shareholder Return(TSR)

<担当部門評価>

各部門の執行計画に対する執行状況に係る評価を実施し、部門目標に対する達成状況を踏まえて担当部門の点数を算出。

会社業績評価と担当部門評価の点数は、役職ごとの責務に応じて定められた評価配分に基づき、加重平均を行っております。なお、代表取締役等の評価配分は、会社業績評価を100%としております。

上記により算出された役員ごとの個別評価は、指名・報酬委員会が審議を行い、代表取締役合議のうえ取締役社長が決定しております。

(4)会社業績評価に係る主な経営指標(業績連動指標)

会社業績評価に係る主な経営指標は以下のとおりです。

	(目標)	(実績)	(達成率)
新契約価値	1,350億円程度	1,158億円	85.8%
連結実質利益(注1)	640億円程度	671億円	104.8%

(注1)当期純利益に負債性内部留保(危険準備金繰入額、価格変動準備金繰入額)のうち法定基準繰入額を超過した額(税引後)を加算して算出しております。

(5)報酬の種類別の支給割合

当社の取締役の報酬構成について、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に向けて健全なインセンティブとして機能するよう、業績連動報酬(月例報酬・賞与)と信託型株式報酬の比率を設定しております。業績連動報酬である月例報酬は、役職ごとの責務に応じ報酬全体の約57%~約74%・賞与は報酬全体の約14%~約21%とし、信託型株式報酬は報酬全体の約10%~約22%となっております。月例報酬については、個別の役員評価に基づき、標準評価を基準としてプラス約5%~マイナス約5%で変動いたします。また賞与については、個別の役員評価に基づき、標準評価を基準としてプラス約40%~マイナス約40%で変動いたします。

2. 報酬の決定プロセス

(1)指名・報酬委員会の設置

当社は、役員の選解任及び役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保及び説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として、2015年1月付で任意の指名・報酬委員会を設置しております。指名・報酬委員会の委員は、取締役社長及び社外取締役で構成され、独立性及び中立性を確保するために、委員の過半数を社外取締役から選任しております。また、委員長は社外取締役の中から、委員の互選により選定することとしております。

(2)指名・報酬委員会及び取締役会の関与

指名・報酬委員会は、当社及び直接子会社の役員処遇等に関する重要な決定及び変更に関する事項などについて審議し、取締役会に対して審議結果を報告するとともに必要に応じて意見具申を行っております。月例報酬及び賞与は、会社業績評価及び担当部門評価に基づく個別評価を実施し、指名・報酬委員会の審議を経て取締役会で決定された報酬テーブルに基づき個別金額を決定しております。

2019年度は指名・報酬委員会において、役員ごとの報酬決定の基準となる「2018年度取締役・執行役員の評価結果」や、直接子会社等の役員報酬に関する「2018年度直接子会社の代表取締役の評価結果」や「設立予定子会社()の取締役等の役員報酬」等について審議いたしました。また、取締役会は「2018年度会社業績評価結果」や「会社業績評価制度 2019年度実施基準」等について決定しております。

T&Dユニテッドキャピタル株式会社(2019年6月設立)

(3)株主総会決議

取締役の報酬等の額は、2017年6月28日開催の第13回定時株主総会にて、年額500百万円として決議を行い、そのうち取締役の賞与の総額については、取締役会にて年額を決定しております。また、上記の取締役の報酬等の額は別枠として、2018年6月27日開催の第14回定時株主総会にて、信託型株式報酬において信託に拠出する信託金の上限額を500百万円(3事業年度を対象)として決議しております。取締役が付与される1年あたりのポイント総数の上限は、215,000ポイント(1ポイント=当社株式1株)としております。監査役の報酬等の額は、2012年6月27日開催の第8回定時株主総会にて、年額130百万円として決議を行い、その範囲内で、監査役の協議により決定しております。

3. 監査等委員会設置会社移行後の役員報酬について

当社は、2020年6月25日開催の第16回定時株主総会において、定款の変更が決議されたことにより監査等委員会設置会社へ移行いたしました。監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬等については、以下のとおりです。

(1)監査等委員でない取締役の報酬等

監査等委員でない取締役(社外取締役を含む非常勤取締役を除く)の報酬等については、上記1(2)~(5)に記載の事項と同様の内容となります。なお、2020年6月25日開催の定時株主総会において、監査等委員でない取締役の報酬等の額を監査等委員でない取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額450百万円以内(うち社外取締役分は40百万円以内)に決定いたしました。

なお、業務執行から独立した立場にある監査等委員でない社外取締役(非常勤取締役を含む)の報酬等は、会社業績等と連動した報酬は相応しくないため金額が固定された月例報酬としております。

(2) 監査等委員である取締役の報酬等

監査等委員である取締役の報酬等は、2020年6月25日開催の第16回定時株主総会において、監査等委員である取締役の職責及び昨今の経済情勢等諸般の事情を考慮して、年額150百万円以内に決定いたしました。

なお、業務執行から独立した立場にある監査等委員である取締役の報酬等は、会社業績等と連動した報酬は相応しくないため金額が固定された月例報酬としております。

【社外取締役のサポート体制】

- ・監査等委員でない社外取締役への情報伝達、取締役会資料の事前配布および事前説明等について総務部で実施してまいります。
- ・監査等委員である社外取締役への情報伝達、会議資料の提供・説明等について常勤監査等委員、監査等委員会室および総務部で実施してまいります。
- ・監査等委員でない社外取締役および監査等委員である社外取締役による代表取締役との意見交換、会計監査人との意見交換、各所管部門長との意見交換、主要な子会社の取締役・執行役員との意見交換、主要な子会社の社外役員との意見交換および主要な子会社の事業所等訪問等を実施してまいります。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期
喜田 哲弘	顧問	公益的職務や社会貢献活動等の 対外業務の実施等(経営非関与)	非常勤・報酬有	2020/6/25	1年

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数 1名

その他の事項

- ・当社は、当社の会長・社長経験者を対象とする顧問制度を有しております。
- ・当社の顧問制度概要は下記のとおりです。
業務内容:公益的職務や社会貢献活動等の対外業務などの実施(経営非関与)
勤務形態・条件:非常勤・報酬有
任期:1年(重任なし)
選任:指名・報酬委員会の審議・答申を受け、取締役会決議

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

- ・当社は、2020年6月25日開催の第16回定時株主総会において、定款の変更が決議されたことにより監査等委員会設置会社へ移行いたしました。当社では、社外の企業経営者・法律専門家・会計専門家等、豊富な経験および見識を有する者による意見を当社グループの経営方針、内部統制の構築および業務執行の監督に適切に反映させるため、複数の社外取締役を選任することとしており、社外取締役5名を選任しております。社外取締役については、その知識・経験を活かし、一般株主保護の観点等から経営の重要な意思決定及び業務執行の監督等の役割を果たすことが期待できると考えております。さらに、監査等委員である社外取締役については、監査等委員でない取締役の職務執行の監査等の役割も果たすことが期待できると考えております。また当社では、業務執行能力の強化を目的に執行役員制度を導入し、監督と執行の責任の明確化を図ることで、取締役会のガバナンス機能を強化しております。

- ・当社は、取締役会において法令、定款および当社関連規程の定めに基づき、経営の重要な意思決定および業務執行の監督を行っております。2019年度は24回の取締役会を開催いたしました。取締役会の出席状況は当社ホームページにおいて開示しております。

(<https://www.td-holdings.co.jp/company/governance/>)

- ・当社は社外取締役との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任額は、1,000万円と法令の定める最低限度額とのいずれか高い金額を限度としております。

- ・当社の経営および当社グループの経営管理に関する重要な事項を審議および決議するための機関として「経営執行会議」を設置し、それに並列して、グループ企業価値の持続的な向上を実現するため、グループ全体の視点から、グループ成長戦略等に関する事項およびそれに付随する重要な事項を審議するための機関として「グループ成長戦略会議」を設置しております。なお、経営に関する当社またはグループ共通の戦略・課題等について、定期的に審議する常設機関として、以下の委員会を設置しております。

グループコンプライアンス委員会

当社グループのコンプライアンス態勢を強化することを目的に、取締役会の下部機関として設置。

グループSDGs委員会

SDGsおよびCSR関連の取組みをグループ一体となって推進していくことを目的に、取締役会の下部機関として設置。

グループERM委員会

当社グループの資本・収益・リスクを経済価値ベースで一体的に管理するERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)の推進・充実を通じて、安定的・持続的なグループ企業価値の増大を促進することを目的に、経営執行会議およびグループ成長戦略会議の下部機関として設置。

グループリスク統括委員会

当社グループにおけるリスクを統括管理し、リスク管理の徹底を図ることを目的に、経営執行会議の下部機関として設置。

「グループ経営」推進委員会

当社グループの中期経営計画等の策定およびグループの経営課題等についての審議、検討を行うとともに、その達成に向けグループ一体経営を推進し、グループ企業価値の増大を図ることを目的に、グループ成長戦略会議の下部機関として設置。

・当社は、役員を選解任および役員報酬等に関する公正性・妥当性について審議し、経営の透明性の確保および説明責任の向上を図るため、取締役会の諮問機関として指名・報酬委員会を設置しております。

・2019年度の諸会議の開催状況は次のとおりです。会社の業務執行に関する意思決定と各取締役の職務執行を監督するため、取締役会を24回、監査役会を19回開催いたしました。また、経営会議（「経営執行会議」へ変更）を61回、グループ戦略会議（「グループ成長戦略会議」へ変更）を23回、グループコンプライアンス委員会を4回、グループSDGs委員会を5回、グループERM委員会を15回、グループリスク統括委員会を18回、「グループ経営」推進委員会を30回および指名・報酬委員会を7回開催いたしました。

・当社及び直接子会社は、他の業務執行部門から独立した内部監査部門を設置しております（内部監査要員：当社6名、直接子会社を含め合計77名）。各社の内部監査部門では、業務の規模・特性を踏まえたリスクプロファイルに応じた内部監査態勢の強化に努め、経営目標の効果的な達成に役立つよう、業務執行部門の内部管理態勢の適切性・有効性を評価し、これに基づいて客観的意見を述べ、助言・勧告を行っております。また、当社の内部監査部は、直接子会社の内部監査実施状況のモニタリング等を通じてグループ全体の内部管理態勢を把握するとともに、必要に応じて指導・助言することにより、グループ全体の内部監査態勢の強化に努めております。

・当社は、会計監査人として、EY新日本有限責任監査法人を選任しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社との間には、特別の利害関係はありません。2020年3月期において業務を執行した公認会計士の氏名、会計監査業務にかかる補助者の構成については以下のとおりです。

・業務を執行した公認会計士の氏名

白倉健司、羽柴則央、竹澤正人

・会計監査業務にかかる補助者の構成

公認会計士8名、その他23名

また、内部監査部、監査等委員会および会計監査人は、連絡会を開催し、監査結果の交換等を通じて密接に相互連携を図ってまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

・社外取締役が過半数を占める監査等委員会が、中立・独立の立場から、取締役会による業務執行の意思決定が適切かつ効率的に行われていることを監督し、業務執行を行わない監査等委員が、内部監査・内部統制部門等と緊密に連携し、経営への監視機能を発揮することは、透明性の高い経営体制の構築に資すると考えます。このため、当社は取締役会において経営の重要な意思決定及び業務執行の監督を行うとともに、監査等委員会設置会社として、取締役会から独立した監査等委員会により、取締役の職務執行状況等の監査を実施することを柱とするコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	第16回定時株主総会においては、招集通知の発送は法定期日どおりとなりましたが、発送日の14営業日前に招集通知(日本語)を当社ホームページに掲載しました。
集中日を回避した株主総会の設定	第16回定時株主総会に関し、集中日の1日前に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	2005年6月より電磁的方法による議決権行使を導入いたしました。また、2007年6月より携帯電話による議決権行使を導入いたしました。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2006年6月より機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを通じた議決権行使を導入いたしました。
招集通知(要約)の英文での提供	招集通知の英訳版(全訳)を作成いたしました。
その他	当社ホームページに招集通知およびその英訳版を掲載いたしました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーの目的、基本方針、体制・活動等を定めた「ディスクロージャー規程」を制定し、同規程に基づいて「ディスクロージャー基本姿勢」を策定、ホームページに開示しております。また、IR活動における基本姿勢、開示情報を定めた「IRポリシー」を制定し、ホームページに開示しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社等を通じて個人投資家向け説明会を実施しております。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算および第2四半期決算開示後に社長・担当役員等によるIR説明会を実施しております。また、各四半期決算開示後に電話会議を実施しております。その他、定期的に国内IR活動を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	毎年4回程度、社長・担当役員等による海外IR活動を実施しております。また、証券会社主催のカンファレンスにも参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信等の適時開示資料、有価証券報告書、統合報告書、決算電話会議やIR説明会の資料等をホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画部内にIRを専担とするIR課を設置しております。	
その他	英文での情報開示については、和文での情報開示との間で著しい格差が生じないよう努めております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「T&D保険グループCSR憲章」を制定し、お客さまや株主の皆さまはもとより広く社会に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供と企業情報の適時適切な開示を行うとともに、積極的に対話を図ることとしております。

<p>環境保全活動、CSR活動等の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・グループのサステナビリティ・CSRに対する姿勢を明確にするために、「T&D保険グループCSR憲章」を制定し、「より良い商品・サービスの提供」、「コンプライアンスの徹底」、「人権の尊重」、「コミュニケーション」、「地域・社会への貢献」、「地球環境の保護」、「実効あるガバナンスの構築と徹底」を通じて、社会とともに持続的成長を遂げ、生命保険業等の公共的使命と企業の社会的責任を果たすことを目指しております。さらに、「T&D保険グループ人権方針」および「T&D保険グループ環境方針」を制定し、企業活動に際して、人権と環境の課題の重要性を十分認識した事業活動を進めております。 ・また、グループのサステナビリティ・CSR活動を取りまとめた「サステナビリティレポート」を作成し、当社ホームページにも掲載しております。 ・これらの活動をより一層充実させるため、グループSDGs委員会を設置し、グループ一体となったサステナビリティ・CSR推進に取り組んでおります。
<p>ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定</p>	<p>「ディスクロージャー規程」を制定し、正確かつ積極的なディスクロージャーを実施することにより、株主、投資家、保険契約者、その他利害関係者を含めた社会からの信頼の維持および向上を図ることとしております。</p> <p>また、「T&D保険グループコンプライアンス行動規範」を制定し、提供する商品・サービスの内容やグループの経営情報について正しく開示し、説明することとしております。</p>
<p>その他</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・当社ではディスクロージャー資料を作成し、当社ホームページで開示しております。また、生命保険会社3社および損害保険会社でもディスクロージャー資料を作成し、各社ホームページで開示しております。 ・当社グループでは「多様な人材が働きがいを感じながら能力発揮できる企業風土づくり」を推進しております。とりわけ女性が従業員の多数を占める当社グループにあって、女性の更なる能力発揮は持続的な企業価値向上の源泉であり、女性活躍はグループの重要な経営課題と認識しております。 この認識のもと、生命保険会社3社では、各社で人事・処遇制度を改定するとともに、各種の両立支援制度を導入しております。また、グループ協働で総労働時間の縮減や男性の育児休業取得の促進に取り組み、誰もが働きがいを持って活躍できる職場づくりを進めております。 これら女性活躍推進の取組みを着実に前進させるために、生命保険会社3社はそれぞれのビジネスモデルに基づいた行動計画を策定しております。 詳細につきましては、厚生労働省「女性の活躍推進企業データベース」をご参照ください。 太陽生命 http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=3500 大同生命 http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=3771 T&Dフィナンシャル生命 http://positive-ryouritsu.mhlw.go.jp/positivedb/detail?id=3649

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、グループのコア事業である生命保険事業の社会公共性等に鑑み、経営の健全性・適切性の確保及び社会的負託に応えるため、業務執行を適正にコントロールすること、及びグループ運営の過程で生じる不測の事態がもたらす経営への影響を最小限にとどめることが重要と考えております。

この考え方に基づき、当社では会社法に規定する「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制」(内部統制システム)の整備に向けて、以下の体制を構築しております。

1. 法令等遵守体制

- (1)法令等遵守に関するグループの基本方針・行動規範等を制定し、グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員に周知し、コンプライアンスの推進に取り組む。
- (2)取締役及び執行役員は、これらの法令等遵守に関する基本方針・遵守基準に則り、善良なる管理者の注意をもって、会社のため忠実にその職務を執行する。
- (3)グループ全体のコンプライアンス態勢の監視及び改善等を目的としたグループ横断的な委員会を、取締役会の下部組織として設置する。
- (4)反社会的勢力を断固として排除する姿勢を明確に宣言し、具体的な手順を整備するとともに、グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員にこれを徹底させる。
- (5)グループの取締役、監査役、執行役員及び従業員を対象とした内部通報制度を整備する。その制度では、守秘義務を負う外部の通報受付会社を通報先とし、さらに通報者に対する不利益な取扱いの禁止を規程に定め、法令等違反行為及びグループの信用や名誉を毀損させるおそれのある行為を未然に防止又は速やかに認識するための実効性のある制度とする。
- (6)従業員による不祥事故が発生した際の適正かつ迅速な対応方法及びその再発防止策の策定方法について規程を定める。

2. 効率性確保体制

- (1)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を毎月開催するとともに、必要に応じて臨時にこれを開催する。
- (2)組織及び職務権限に関する規程を定め、取締役及び執行役員等の職務執行に関する基本的職務・責任権限に関する事項を明確にすることで組織の効率的な運営を図る。
- (3)コーポレート・ガバナンス体制の強化の観点から、監督と執行の責任の明確化を図るために執行役員制度を採用する。
- (4)グループの経営計画を適正に策定・運用するための規程を定め、それに基づき取締役会において経営計画の大綱を策定のうえグループの中期的な経営計画を決定する。

3. 情報保存管理体制

- (1)取締役及び執行役員の職務執行に係る情報は、文書の管理に関する規程によって保管責任部署及び保管期限を定め、適正に保管・管理する。
- (2)グループの情報セキュリティに関するポリシー等の規程によって、グループの情報資産を適切に管理する方針を明確化し、当該情報資産を漏洩や改ざん又は事故や故障もしくは自然災害や火災による損害等から保護する体制を整備する。

4. 統合的リスク管理(ERM)体制

- (1)グループのリスクの状況を把握し、経営の健全性を確保しつつ安定的な収益性向上を図るため、資本・収益・リスクを一体的に管理するERM(エンタープライズ・リスク・マネジメント)体制を整備する。
- (2)グループのERMを推進する委員会を設置し、健全性と収益性に関する水準を定めた「グループリスク選好」に基づき、グループ全体の資本・収益・リスクの状況を適切に管理する。
- (3)グループにおけるリスク管理の基本的な考え方を定め、将来にわたる経営の健全性及び適切性を確保するため、グループ全体のリスク管理体制を整備する。
- (4)グループにおけるリスクを統括管理する委員会を設置し、統一したリスク管理指標に基づくリスクの状況についてグループ全体のモニタリングを通じて、グループ各社が抱える各種のリスクの状況を把握・管理する。
- (5)グループの危機事態への対応に関する基本方針及び基本的事項を定め、グループ全体の危機対応体制を整備する。

5. グループ内部統制

- (1)グループ全体の健全性及びコンプライアンス態勢の確保による保険契約者等の保護を前提とし、グループ企業価値の最大化を達成し、株主からの負託に応えるため、当社が直接的に経営管理する子会社と経営管理に関する契約を締結し、グループにおける業務の適正を確保するための体制を整備するため、次の項目を明確にする。
 - ・グループで統一すべき基本方針
 - ・当社と事前に協議すべき子会社の決定事項
 - ・子会社が当社に報告すべき事項
 - ・当社による子会社への指導・助言
 - ・当社による子会社への内部監査の実施
- (2)上記の「当社と事前に協議すべき子会社の決定事項」には、グループ運営に影響を与える重要な決定として、株主総会付議事項、経営計画、決算方針等のほか、当社が直接的に経営管理する子会社がその他グループ会社に対して行う経営管理のなかで重要な事項を含める。

6. 財務報告内部統制

- (1)組織の内外の者がグループの活動を認識する上で、財務報告が極めて重要な情報であり、財務報告の信頼性を確保することは組織に対する社会的な信用の維持・向上に資することになることを強く認識し、財務報告に係る内部統制の整備及び適切な運用に取り組む。

7. 内部監査体制

- (1)グループにおける内部監査の実効性を確保するため、グループ内部監査基本方針及び内部監査規程に内部監査に係る基本的事項を定め、内部監査部門の他の業務執行部門からの独立性を確保するとともに、内部監査計画に基づき適切に内部監査を実施する。
- (2)内部監査を通じてグループの内部管理態勢の適切性・有効性を検証・評価し、その改善を促すことにより、業務の適正性を確保する。

8. 監査等委員会監査実効性確保体制

〔監査等委員会室の従業員の独立性確保に関する体制〕

- (1) 監査等委員会の監査職務の補助及び監査等委員会の運営事務等を行うため、監査等委員会室を設置し従業員を配置する。また、監査等委員会室の従業員の人事評価・人事異動等に関し、監査等委員会の同意を必要とし、取締役(監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保する。
- (2) 従業員に対する指揮命令権は監査等委員に属すること、及び監査等委員の命を受けた業務に関して必要な情報の収集権限を有することを規程に定める。
- (3) 監査等委員又は監査等委員会より監査等委員会室の要員等についての要請があれば取締役及び執行役員はこれを尊重する。

〔監査等委員会への報告に関する体制〕

- (1) 取締役及び執行役員は、監査等委員会に取締役会、経営執行会議等重要な会議を通じて業務執行状況を報告する。
- (2) 取締役、執行役員及び従業員は、監査等委員による会社の重要な決裁書及び報告書の閲覧に関し、必要と判断した場合や監査等委員より要請があった場合は速やかに内容を説明する。
- (3) 取締役、執行役員及び従業員は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実、取締役及び執行役員の職務遂行に関する不正行為、法令・定款に違反する重大な事実、内部監査状況に関する報告、内部通報制度に基づき通報された事実、その他の監査等委員会の監査のため求められた事項を速やかに監査等委員会に報告する。
- (4) 取締役及び執行役員は、子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員もしくはこれらの者から報告を受けた者が、上記(1)～(3)に関し、確実に当社の監査等委員会に報告する体制を整備する。
- (5) 監査等委員会に上記(1)～(4)の報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを規程に定める。

〔その他監査等委員会の監査の実効性確保に関する体制〕

- (1) 取締役及び取締役会は監査等委員会の監査が円滑かつ効果的に実施されるよう環境整備に努める。
- (2) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針を規程に定め、監査等委員が監査の実施にあたり必要と認めるときは弁護士その他のアドバイザーを任用する機会を保障する。
- (3) 代表取締役は監査等委員と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題のほか監査上の重要課題、監査等委員会の監査の環境整備等について意見を交換する。
- (4) 法令等遵守を担当する部門は、監査等委員と定期的に会合を持ち、対処すべき課題等について意見を交換する。
- (5) 内部監査部門は監査等委員会に内部監査計画の策定及び内部監査の結果等の報告を行い、定期的に意見を交換するほか、監査等委員会より必要に応じて具体的な指示を受ける。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

< 反社会的勢力に向けた基本的な考え方 >

当社グループはT&D保険グループコンプライアンス行動規範に規定した「市民社会の秩序や安全をおびやかす反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で対応し、断固として排除します。」という宣言に準拠して、以下のT&D保険グループ反社会的勢力対応に関する基本方針を定め、当社ホームページで公表しております。

(1) 組織としての対応

反社会的勢力からの不当要求に対しては、担当者や担当部署だけに任せずに、組織全体として対応します。また、反社会的勢力からの不当要求に対応する従業員の安全を確保します。

(2) 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、全国暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

(3) 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。なお、他社(信販会社等)との提携によって融資取引等を実施する場合も同様とします。

(4) 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

(5) 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力の不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は、絶対に行いません。

< 反社会的勢力排除に向けた整備状況 >

(1) 統括部署の設置

統括部署を設置したうえで、関係各部と協働して反社会的勢力に対する対応体制を構築しております。

(2) 外部の専門機関との連携

顧問弁護士、所管警察署および全国暴力追放運動推進センターとの連携体制を構築しております。

(3) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理

傘下会社や加盟団体等を通じ、反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析して、T&D保険グループ共有の反社会的勢力等に関するデータベースの充実に努め適切に管理・運用しております。

(4) 対応マニュアルの整備

反社会的勢力対応規程・反社会的勢力対応細則を設け、反社会的勢力への対応要領を定めております。

(5) 研修活動の実施

コンプライアンス・プログラムに研修計画を定め、毎年定期的に反社会的勢力との関係遮断に向けた研修を実施しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

< 当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の概要 >

当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

1. 当社グループの適時開示に係る規程の制定

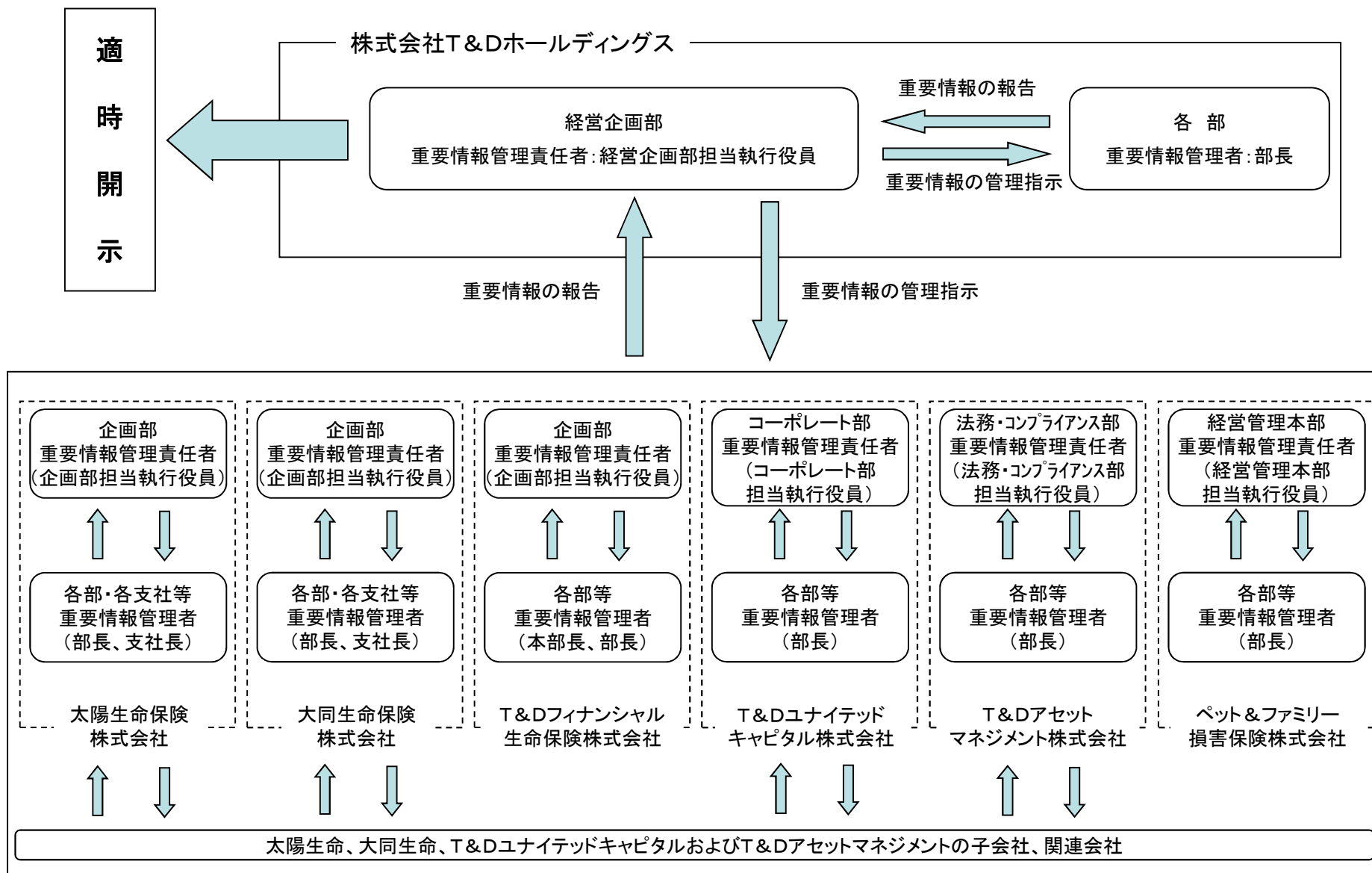
当社は、「内部者取引管理および適時開示に関する規程」を制定し、当社グループの重要な会社情報(以下、重要情報という)の管理と適時適切な開示、当社役職員の内部者取引管理等を実施しております。

また、当社グループ各社においても、当社と同様の諸規程を制定し、各社の重要情報の管理や役職員の内部者取引管理等を実施しております。

2. 当社グループの会社情報の適時開示に係る体制

当社は、「内部者取引管理および適時開示に関する規程」に基づき、経営企画部担当執行役員を重要情報管理責任者、各部長を重要情報管理者とするとともに、当社グループ各社においても、諸規程に基づき、重要情報管理責任者等を定め、両者が相互に連携する形で当社グループの重要情報について、適時適切な情報開示が実施できる体制を構築し、一層の適時適切な情報開示に努めております。

【当社グループの会社情報の適時開示に係る社内体制】



※太陽生命、大同生命、T&DユナイテッドキャピタルおよびT&Dアセットマネジメントの子会社・関連会社は、窓口となる各社の重要情報管理者と連携をとります。